

■次の点を必ず守ってごみを出してください。

- ▶指定日の午前5時～8時までに出示してください。
- ▶お住まいの地区のごみステーションに出示してください。
- *地区外のごみステーションには出さないでください。

- ▶可燃物・プラスチック容器包装類・ペットボトル・ビンは指定袋で出示してください。
- *指定ごみ袋代金はごみ処理手数料です。指定袋に入っていない上記のごみは収集しません。

★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
11/1	月	十市(南部)、天行寺、成合
2	火	片山、里改田
3	水	浜改田
4	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
5	金	立田
6	土	田村
8	月	下啗内、物部、久枝(開田)
9	火	稲生
10	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
11	木	稲吉、西窪、新川、東崎(西部)
12	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大埴団地
13	土	篠原、明見
15	月	野田(西野田町1丁目を除く)、天行寺
16	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
17	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
18	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
19	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区(たちばな改良住宅・小籠住宅を含む)
20	土	祈年(たちばな改良住宅を除く)、東崎(東部)、駅前町
22	月	国分、比江、左右山、岩村
23	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
24	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
25	木	久礼田、植田
26	金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷
27	土	十市(北部)、緑ヶ丘
12/1	水	浜改田
2	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
3	金	立田
4	土	田村

*黒い袋、肥料やお米の袋で中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いします。

★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
11月1日・15日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
11月2日・16日 (第1・3火曜日)	下島、田村(ﾊﾞｲﾊﾟｽ南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
11月3日・17日 (第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
11月8日・22日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
11月9日・23日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ﾊﾞｲﾊﾟｽ北)、岩村、下啗内
11月10日・24日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
12月1日・15日 (第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)

★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
11/1	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
2	火	領石、植野、久礼田、植田
3	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
4	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
5	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
6	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
8	月	十市(南部)
9	火	東崎(東部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
10	水	東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区、祈年、小籠住宅
11	木	立田、田村
12	金	後免町、野田
13	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
15	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
16	火	領石、植野、久礼田、植田
17	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
18	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
19	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
20	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
22	月	下啗内、物部、久枝(開田)
23	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
24	水	稲生
25	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
26	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京
27	土	国分、比江、左右山、北小籠
12/1	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)

*空き缶(飲料)と他の金属は袋を別にしてください。

★ダンボールの収集

と き	地 区
11月1日・15日 (第1・3月曜日)	天行寺
11月4日・18日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)
11月5日・19日 (第1・3金曜日)	下島、田村(ﾊﾞｲﾊﾟｽ南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
11月6日・20日 (第1・3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
11月11日・25日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
11月12日・26日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ﾊﾞｲﾊﾟｽ北)、岩村、下啗内
11月13日・27日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
12月2日・16日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)



※連絡・通告先は
福祉事務所子ども相談係
(☎880・6564)
県中央児童相談所
(☎866・6791)まで

子どもは地域の宝です。健康やかな成長のため、地域の皆さんのご協力をお願いします。

児童虐待に関する相談対応件数は、全国的に増加しています。特に、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況です。虐待の発生予防・早期発見・早期対応が大変重要です。

子どもの様子がおかしい、虐待かもしれない、と思ったら相談機関に連絡(通告)してください。

11月は
児童虐待防止推進月間
見すすな
幼い子どもの SOS

高知県では、新たな様式の運転免許証の交付を11月下旬ごろから順次開始します。

■表面／本籍欄の削除(ＩＣカード免許証の全国導入に伴う)

■裏面／臓器提供の意思表示欄の設置(改正臓器移植法)

運転免許証の様式変更

と き	内容／相談担当者
11月6日(土)	子宮内膜症／谷口佳代
11月13日(土)	お腹の病気について／高橋昌也
11月20日(土)	薬の副作用／見元尚
11月27日(土)	皮膚病一般／榎谷勝仁

小蓮公民館健康相談
高知大学医学部と小蓮地区では連絡協議会の協定を結び、健康相談を行っています。

高知県農業公社では、売りたい、貸したいと思っている農地や園芸ハウスなどの所有者から情報を集め、経営規模を拡大しようとする意欲ある農業者や農業を始めようとする方へ、パソコンや携帯電話で情報を提供しています。

また、借り受ける(購入する)農地が耕作放棄地の場合、国や県の補助金を利用すること、再生作業が最大自己負担なしで実施できます。なお、国や県の耕作放棄地対策補助金には一定の要件がありますので、事前にお問い合わせください。

農地を探している方は
農業公社にご連絡を

の施行に伴う
備考／改正前の様式の運転免許証も当分の間有効です。

※お問い合わせは
高知県警察運転免許センター
(☎893・1221)まで



知って得する国民年金

国民年金保険料の納付案内を行う事業者の変更

日本年金機構では、市場化テスト事業(国民年金保険料が納め忘れとなっている方に対する電話・文書・戸別訪問による納付のご案内や免除など申請手続きの勧奨および保険料の収納業務)を民間に委託しています。

日本年金機構では、市場化テストの受託事業者に対し、納付案内に必要な国民年金保険料の未納情報を提供していますが、「個人情報保護に関する法律」や本事業に係る「委託契約書」などで、目的外使用や閲覧、漏出、複写などを禁じるなど厳格な安全管理を義務付けています。

受託事業者の担当者は、お客様が保険料の納付書をお持ちの場合に限り、保険料をお預かりして収納することができます。このため、受託事業者の担当者が、保険料の納付書をお持ちでない方から現金をお預かりして領収書を発行することはありませので、ご注意ください。

■受託事業者

【事業者名】(株)アイヴィジット
【住所】東京都渋谷区代々木2-4-9
NOF新宿南口ビル8F
【ホームページ】http://www.ivisit.co.jp

●振り込め詐欺などにご注意！

受託事業者が電話により納付のご案内を行う場合は、お客様の納付状況を確認しながら、厚生労働省(日本年金機構)が発行する納付書により、最寄りの金融機関やコンビニエンスストアなどで保険料を納めていただくよう依頼します。このため、銀行の口座番号を指定し、ＡＴＭの操作により保険料の振り込みをお願いすることはありませ

※お問い合わせは
南国年金事務所(☎864-1111)まで